

### 経營業務の管理責任者証明書

(1) 下記の者は、工事業に関し、次のとおり経營業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

平成 年 月 日

証明者 \_\_\_\_\_ 印

(2) 下記の者は、許可申請者  $\left\{ \begin{array}{l} \text{の常勤の役} \\ \text{本 人} \\ \text{の支配人} \end{array} \right\}$  で建設業法第7条第1号  $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ} \\ \text{ロ} \end{array} \right\}$  に該当する者であることに相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者 \_\_\_\_\_ 印

申請又は届出の区分  $\left[ \begin{array}{|c|c|c|} \hline \text{項番} \\ \hline 1 & 7 & 3 \\ \hline \end{array} \right]$  (1. 新規 2. 変更 3. 経營業務の管理責任者の追加 4. 経營業務の管理責任者の更新等)

変更又は追加の年月日 平成 年 月 日

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可 ( 般 特 ) 第  $\left[ \begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{5} & & & & & & & \text{10} \\ \hline \end{array} \right]$  号 許可年月日 平成  $\left[ \begin{array}{|c|c|} \hline \text{11} & \\ \hline \end{array} \right]$  年  $\left[ \begin{array}{|c|c|} \hline \text{13} & \\ \hline \end{array} \right]$  月  $\left[ \begin{array}{|c|c|} \hline \text{15} & \\ \hline \end{array} \right]$  日

◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ  $\left[ \begin{array}{|c|c|c|} \hline \text{1} & \text{9} & \text{3} \\ \hline \end{array} \right]$  元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
氏 名  $\left[ \begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{2} & \text{0} & & & & & & & & \text{10} \\ \hline \end{array} \right]$  生年月日  $\left[ \begin{array}{|c|c|c|} \hline \text{13} & \text{14} & \\ \hline \end{array} \right]$  年  $\left[ \begin{array}{|c|c|} \hline \text{16} & \\ \hline \end{array} \right]$  月  $\left[ \begin{array}{|c|c|} \hline \text{18} & \\ \hline \end{array} \right]$  日  
住 所 \_\_\_\_\_

◎【変 更 前】

氏 名  $\left[ \begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{2} & \text{1} & & & & & & & & \text{10} \\ \hline \end{array} \right]$  元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日  $\left[ \begin{array}{|c|c|c|} \hline \text{13} & \text{14} & \\ \hline \end{array} \right]$  年  $\left[ \begin{array}{|c|c|} \hline \text{16} & \\ \hline \end{array} \right]$  月  $\left[ \begin{array}{|c|c|} \hline \text{18} & \\ \hline \end{array} \right]$  日

備考  
経營業務の管理責任者の略歴については、別紙による。